

労働委員会の活用を!

10月は
「労働委員会周知月間」
です

“不当労働行為のやり得を許してはいけない!”

こんな時に労働委員会を利用しよう!

☆ 支配介入の排除
☆ 誠実交渉の確保
☆ 組合員への不利益扱いの是正

① 不当労働行為の救済 (労働組合や組合員よりの申立)

- 「労働組合法」は、使用者との交渉において対等な立場に立つことを促進することにより、労働者の地位を向上させるための組合の権利を保障、守る法律です。組合弱体化への会社の行為を厳しく禁止し、救済命令を発します。
 - × 労働組合加入を通知したら関連会社への出向を命じられた。
 - × 積極的に組合活動を行った者が不当に人事評価を引き下げられた。
 - × 団体交渉には応じるが、具体的な説明資料を提示し丁寧に説明しない。
 - × 社内報で労働組合の主張や活動を批判した。

② 労働争議の調整 (あっせん・調停・仲裁) (労働組合や使用者よりの申請)

- 賃金引上げや一時金の交渉が双方の主張で対立して膠着、公正な立場の調整を求めたいなど。(様々な労働条件課題での交渉について可能)

③ 個別労働関係紛争解決のあっせん (労働者個人や使用者よりの申請)

- (労働組合員に限らず、個々の使用者との間で労働条件に関するトラブルが発生し、自分たちでは解決ができない場合に申請)
- 会社から不当に解雇(雇止め)された。
 - 職場でハラスメントを受けて困っている。

組合役員は必ず知ろう!!

労働組合、組合員の救済を対象とする唯一の専門機関(行政委員会)

労働組合法の番人「労働委員会」

1. 不当労働行為の審査 (労働組合や組合員よりの申立)

不当労働行為とは

憲法は、労働者が労働条件などについて使用者と対等な立場で交渉し決定できるよう、労働者が団結する権利、団体交渉をする権利、団体行動をする権利（ストライキなどの争議権）を保障しています。これらの3つの権利を「労働三権」といいます。

この労働三権を具体的に保護するため、労働組合法は、次のような使用者の行為を「不当労働行為」として禁止しています。

このような使用者の行為があったと思われる場合、労働者や労働組合は、その使用者の行為を正すため、労働委員会に救済の申立てをすることができます。この申立ては、その行為のあった日から1年以内にしなければなりません。

こんな事例は「不当労働行為」

労働者(労働組合)が		使用者が
<ul style="list-style-type: none"> ○労働組合の組合員であること ○労働組合に加入したり結成しようとしたこと ○労働組合の正当な行為をしたこと 	を理由に	<ul style="list-style-type: none"> ○解雇などの処分をする ○賃金や処遇で差別的な取扱いをする ○人事評価や降格また、賞与を組合員だけに支給しないなど
<ul style="list-style-type: none"> ○労働組合に加入しないこと ○労働組合から脱退すること 	を	<ul style="list-style-type: none"> ○雇うときの条件にする
<ul style="list-style-type: none"> ○団体交渉を申し入れたこと 	に対して	<ul style="list-style-type: none"> ○正当な理由なく拒否したり、誠意ある交渉をしない ○労働条件にも関わらず、経営者の判断事項として交渉しない ○交渉権限のない者に団体交渉を任せて回答を引き延ばす ○具体的な説明資料を求めてもその提出をしない
<ul style="list-style-type: none"> ○労働組合を結成すること ○労働組合を運営すること 	に対して	<ul style="list-style-type: none"> ○組合活動への嫌がらせや労働組合からの脱退をはたらきかけるなど労働組合の組織・運営に干渉する ○組合役員を遠隔地へ不当に異動させた
<ul style="list-style-type: none"> ○労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたことなど 	を理由に	<ul style="list-style-type: none"> ○不利益な取扱いをする ○労働組合の運営に必要な経費などを援助する

不当労働行為の審査のすすめかた

労働者や労働組合から、不当労働行為からの救済を求める申立てがあった場合、労働委員会は、その使用者の行為が不当労働行為にあたるかどうか、以下の手順で判断し、必要な措置をとります。

担当委員の選任

申立てがあると、3名の委員(公益、労働者、使用者の各委員)が担当委員に選任されます。

調査

担当委員は、公益委員を中心に労使双方の主張を聴いて争いのポイントや必要な証拠の整理をします。そして、審問から命令書交付予定時期までの審査計画書を作成し、双方に交付します。

審問

担当委員は、争いの内容を知っている関係者から事実関係を確認するため、証言をもとめます。審問は公開されています。

和解

担当委員は、労使間に話し合いにより解決する意向や機運があるときは、審査の手續と並行して、積極的に双方の主張を調整し、和解によって紛争を解決に導く努力をします。6割以上が取り下げや和解で労使紛争が解決しています。

(労働者委員は、特に企業や団体内における組合と使用者の紛争に、両者の信頼関係修復による労使関係づくりのため、特に和解成立に努力しています。)

公益委員会議

審問での証拠調べが終了すると、労使の委員から意見を聴いた上で、公益委員が合議して、使用者の行為が不当労働行為にあたるかどうかを判断します。

命令

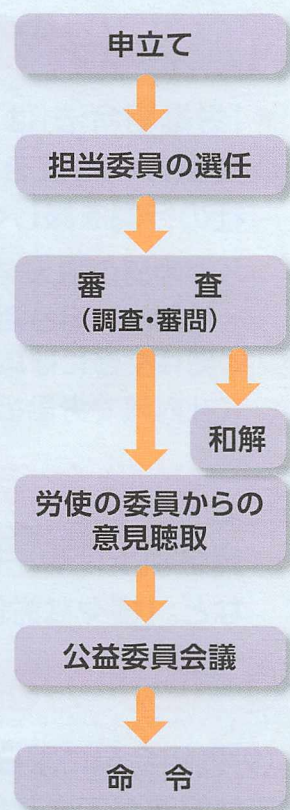
(救済命令)

使用者の行為が不当労働行為にあたる判断したときは、正常な労使関係を回復する上で必要な措置(労働者の解雇の撤回、差別的な賃金格差の是正、誠実な団体交渉の実施など)を使用者に命じます。

(棄却命令)

不当労働行為でないと判断したときは、労働者や労働組合の主張を認めないことを知らせます。

○なお、命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査を申し立てたり、裁判所に命令の取消しを求める訴訟を起こすことができます。



日本労働弁護団も応援

労働委員会は、不当労働行為を受けた労働者、労働組合の味方です。
労働側ホームの審査機関を利用しないのは損失です!



日本労働弁護団幹事長
粟 一郎弁護士

労働委員会の委員

労働委員会の仕事をするのは、委員と委員を補佐する事務局職員です。委員は、知事の任命で学識経験者から選ばれた公益委員、労働組合から推薦された労働者委員、使用者団体から推薦された使用者委員の三者で構成されています。(関東ブロックでは、東京都で各13人で計39名、神奈川県では各7人で計21名、その他の県で各5名の計15名)

2. 労働争議の調整 (労働組合や使用者よりの申請)

～ 話し合いによる争いの解決へ ～

労使の間に起こった争いは、当事者間で自主的に解決するのが最も望ましいことですが、場合によっては、自主的解決が困難になったり、不可能になったりすることがあります。このようなときに、労働委員会は、労使いずれか一方あるいは双方からの申請に応じて、当事者の主張を公正な立場で調整し、話し合いにより争いが解決するようにお手伝いします。

労働委員会が行う調整には、「あっせん」・「調停」・「仲裁」の3つがあります。

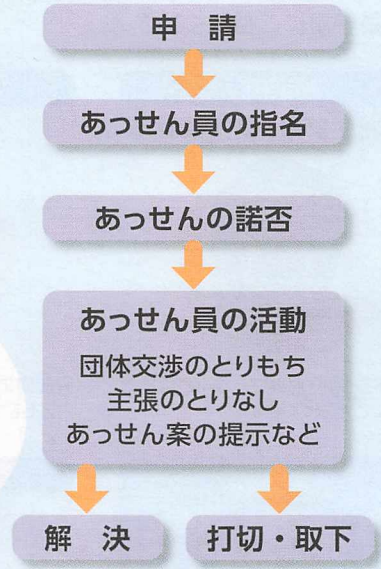
最も利用される「あっせん」は、労働委員会の委員や事務局職員の中から指名されたあっせん員が、労使双方から事情をよく聴いた上で、団体交渉のとりもち、双方の主張のとりなし、あっせん案の提示などによって争いを解決に導く手続です。

また、「あっせん」は、労働組合からも使用者からも申請することができます。

労働委員会の調整により、取下を除き約6割の労働争議が解決しています。



● あっせんのすすめかた



3. 個別労働紛争解決 (労働者個人や使用者よりの申請)

(この手続きは、東京都労働委員会では行っていません)

非正規労働者の増加、労働組合組織率の低下、様々な社会環境の変化の中で、労働のトラブルの個別化、個人と使用者間での問題発生が増加する中、集団的労使関係を専門としてきた労働委員会も法改正で個別労働紛争を取り扱い可能となりました。

三者構成の労働委員会のメリットを使って、丁寧な問題解決が可能です。

- 突然、会社から20%を超えるような賃下げを言われた
 - 1年更新ながら6年勤務した会社で来年の契約更新はしないとされた。
 - 職場の上司のハラスメントに耐えられない。
- など、基本的には申請後、労働争議の調整と同様な手続となります。



ガンバル、関東ブロック労委労協

ブロック労委労協よりアドバイス (傳田事務局長)

〈組合活動を大いに支援〉

労働組合結成を応援! 結成初期の労使関係危険期を正常化する

労働組合の結成を喜ぶ経営者は多くはありません。一般的には経営体質や労働条件に不満を持つ労働者が労働組合結成を行いますから、結成初期は労使関係は危険期です。交渉が上手く行かない、また、支配介入を行ってきたなど、最初が肝心、上部団体との相談で労使関係のベテランである公労使委員が担当する労働委員会のご活用を!

経営者交代や資本関係の変化、企業再編、また、経営不振などで急な労使関係が悪化など

多くの不当労働行為が経営不振で社長が変わった、親会社から新労務担当役員に交代したなどで発生しています。企業再編で資本関係が変わり、別グループ傘下になったなど。こうした時には「経営はスピードだ。」「これまでのやり方は通用しない。」など、これまでの団交スタイルや労使慣行をないがしろにする事件が多くあります。

こうした時期には、注意深く情勢を分析、譲れない事項調整には労働委員会のご活動を!

労働者個人のトラブルも組合加入で団体交渉 これを応援する労働委員会

不当な解雇を受け入れられない労働者は多くいます。個人で訴訟、弁護士にも頼む、これでは大きな経費が掛かると同時に期間もかかります。個人でも加入できる労働組合(「合同労組」と呼ばれます)に加入することで、労働組合が企業に対して解決のための団体交渉を申し入れを行うことが可能で、使用者(解雇した場合でも)はこれを拒否することはできません。多くの中小企業主は、こうした団体交渉に不慣れであり、正常な交渉とならない場合があります。これを調整するには、労働委員会の利用が大いに進めです。

労働者委員としての自主研修など研鑽を大切に努力

各労働委員会では、各都県で委員間での経験交流、委員研修を大切にしています。また、関東ブロックの労働者委員は宿泊総会時の他、10月に自主研修、年2回の三者協議会での経験交流、幹事会など労働委員会制度の活性化、委員の資質向上に向けて取り組んでいます。



2018年10月6日関東ブロック労委労協・研修会

関東ブロック労働委員会労働者側委員連絡協議会の幹事より

11都県労働委員会の2018年取り扱いはい計997件、全国の取り扱い件数の35パーセントを占めます。しっかり組合活動を守る関東ブロック。労働委員会の利用をお考えの組合、具体的な申請や申立を検討する組合の皆様、是非、以下の各都県労委幹事にご相談ください。

神奈川

菅谷雅生ブロック代表幹事



労使のトラブル・悩みごと 小さな勇気で気楽にご相談ください。

新潟

牧野茂夫幹事



労使間の争いを解決するため、全力で対応します。

群馬

高草木悟幹事



労使紛争の解決により、労使関係の構築に向け力になります。

埼玉

持田明彦幹事



良好な労使関係で、働きやすい職場を。困った時には、ご相談ください。

ブロック11都県

65名の
労働者委員に
ご相談を!!

栃木

小松 清幹事



個別・集団的労使紛争、不当労働行為事件等に真正面から対応したい。

茨城

高木英見幹事



個別労働紛争の相談にも対応しています。ぜひご相談ください。

千葉

山崎英世幹事



紛争の解決と健全な労使関係の確立を目指しています。

山梨

萩原雄二幹事



優しく、丁寧に、働く貴方の悩みを解決します。働くことの楽しさを届けるために。

長野

中山千弘幹事



全ての働く皆さんの職場の労使関係の問題解決に向け、全力で支援します。

静岡

桐下裕之幹事



SNSやチラシの活用で、労使トラブル解決めざす、ふじのくに静岡。

東京

傳田雄二ブロック事務局長



労働組合の活動をしっかり底支えます。不当労働行為のやり得は許さない!

労働委員会名	所在地	TEL/FAX	ホームページ
新潟県労働委員会	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県庁行政庁舎16階	TEL 025-280-5544 FAX 025-280-5514	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/roudouji/
群馬県労働委員会	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	TEL 027-226-2783 FAX 027-223-7000	https://www.pref.gunma.jp/06/w0110001.html
埼玉県労働委員会	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 第三庁舎4階	TEL 048-830-6452 FAX 048-830-4935	http://www.pref.saitama.lg.jp/e2001/roui-gaiyou/index.html
栃木県労働委員会	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎南館5階	TEL 028-623-3337 FAX 028-623-3338	http://www.pref.tochigi.lg.jp/k04/work/koyou/roudouiinkai/gaiyou.html
茨城県労働委員会	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	TEL 029-301-5563 FAX 029-301-5579	https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudouji/index.html
千葉県労働委員会	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎7階	TEL 043-223-3735 FAX 043-201-0606	https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html
東京都労働委員会	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎南(S)塔37階	TEL 03-5320-6981 FAX 03-5388-1760	http://www.torou.metro.tokyo.jp/
神奈川県労働委員会	〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内	TEL 045-633-5448 FAX 045-633-5450	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/an8/roui/index.html
山梨県労働委員会	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	TEL 055-223-1826 FAX 055-223-1828	https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/
長野県労働委員会	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	TEL 026-235-7468 FAX 026-235-7367	https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi-02.html
静岡県労働委員会	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	TEL 054-221-2286 FAX 054-221-2860	http://www.pref.shizuoka.jp/roui/index.html